【平成14年5月22日 府令第44号】

（改正後）

（第二十三条の五　削除）

（改正前）

（電子開示手続を行つた者の公衆縦覧等）

**第二十三条の五**　法第二十七条の三十の十に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げるすべての要件を満たす場合をいう。

一　次項に定める方法により公衆の縦覧に供すること。

二　次項に定める方法による公衆の縦覧に供することに支障が生じた場合には、遅滞なく法第二十五条第二項の規定の例により公衆の縦覧に供する措置をとること。

２　法第二十七条の三十の十に規定する内閣府令で定める方法は、同条の規定により公衆の縦覧に供する者の本店及び主要な支店においてその使用に係る電子計算機の入出力装置の映像面に表示して公衆の縦覧に供する方法とする。

【平成14年3月28日 府令第17号】 （改正なし）

【平成13年9月25日 府令第77号】 （改正なし）

【平成13年9月25日 府令第76号】 （改正なし）

【平成13年5月1日 府令第52号】 （改正なし）

【平成13年4月19日 府令第49号】

（改正後）

（電子開示手続を行つた者の公衆縦覧等）

**第二十三条の五**　法第二十七条の三十の十に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げるすべての要件を満たす場合をいう。

一　次項に定める方法により公衆の縦覧に供すること。

二　次項に定める方法による公衆の縦覧に供することに支障が生じた場合には、遅滞なく法第二十五条第二項の規定の例により公衆の縦覧に供する措置をとること。

２　法第二十七条の三十の十に規定する内閣府令で定める方法は、同条の規定により公衆の縦覧に供する者の本店及び主要な支店においてその使用に係る電子計算機の入出力装置の映像面に表示して公衆の縦覧に供する方法とする。

（改正前）

（新設）